

JIS

シームの分類と表示記号

JIS L 0121-1984

(2006 確認)

昭和 59 年 7 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

繊維部会 シーム・ステッチ専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石川 章一	東京工業大学名誉教授
	島崎 恒蔵	日本女子大学
	三吉 満智子	文化女子大学
	寺山 伝三郎	東京重機工業株式会社
	関口 基	社団法人日本工業ミシン協会
	品田 喜男	社団法人家庭用ミシン工業会
	安藤 宗雄	ブラザー工業株式会社
	伊藤 保	ペガサスマシン製造株式会社
	別能 恒夫	日本化学繊維協会
	宮本 準一	社団法人日本衣料縫製品協会
	加藤 輝二	日本バイリーン株式会社
	林田 隆夫	株式会社カネボウファッション研究所
	嶋津 亨	財団法人日本メリヤス検査協会
	下谷 忠義	財団法人縫製品検査協会
	川端 龍義	日本衣料産業研究会議
	吉岡 初子	主婦連合会
	川又 幸子	全国地域婦人団体連絡協議会
	幾原 敏行	通商産業省生活産業局
	村田 照夫	工業技術院標準部
	加藤 元重	社団法人日本工業ミシン協会
	河内 保二	東京重機工業株式会社
(事務局)	米倉 久明	工業技術院標準部繊維化学規格課
	五十嵐 卓也	工業技術院標準部繊維化学規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 59.7.1

確認：平成 7.6.1

官報公示：平成 7.6.1

原案作成協力者：日本衣料産業研究会議

審議部会：日本工業標準調査会 繊維部会（部会長 石川 欣造）

審議専門委員会：シーム・ステッチ専門委員会（委員長 石川 章一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

シームの分類と表示記号 L 0121-1984

(1995 確認)

Seam types—Classification and Terminology

1. 適用範囲 この規格は、シーム⁽¹⁾の分類及び表示記号について規定する。

注⁽¹⁾ この規格でシームとは、1枚又は数枚の布にステッチを連続的に施したものをいう。

備考 この規格で用いる布という用語は、すべての縫製素材の意味である。

2. シームの分類

2.1 シームのクラス分類 シームは、構成する布の縁の状態とその組合せ方によって8クラスに分類し、その内容は次のとおりとする。

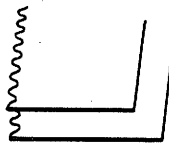
構成する布の縁は、シームに関係ある縁を“特定縁”，シームに直接関係のない縁を“非特定縁”と呼び、その図形は、4.(2)及び4.(3)によるものとする。

なお、シームのクラス分類をまとめると表のとおりである。

(1) クラス1 布は2枚以上で構成する。2枚の場合は、その両方の布とも同じ側の縁が特定縁のものとする(図1参照)。

これ以上の場合は、はじめの2枚のいずれかと同じ側又は両側の縁が特定縁のものとする。

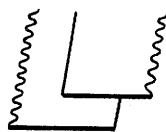
図 1



(2) クラス2 布は2枚以上で構成する。2枚の場合は、それぞれ相反する側の縁が特定縁で重なり合うものとする(図2参照)。

これ以上の場合は、はじめの2枚のいずれかと同じ側又は両側の縁が特定縁のものとする。

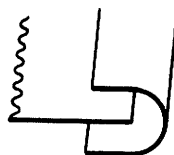
図 2



(3) クラス3 布は2枚以上で構成する。2枚の場合は、そのうちの1枚は片側の縁が特定縁で、他の1枚は両側の縁が特定縁のもので、前者の縁を後者がくるむものとする(図3参照)。

これ以上の場合は、はじめの2枚のいずれかと同じ側の縁が特定縁のものとする。

図 3



引用規格：JIS L 0120 *ステッチ形式の分類と表示記号

対応国際規格：ISO 4916 Textiles—Seam types—Classification and terminology